

<スーパー・マーケット・トレードショー2019 募集要項>

公益財団法人静岡県産業振興財団

フーズ・サイエンスセンター

目的

フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトを推進し、新たな挑戦を積極的に行う静岡県内の食品関連中小企業等の販路開拓を支援するため、国内における大規模な食品の商談展示会である「第 53 回スーパー・マーケット・トレードショー2019」に静岡県や㈱静岡銀行とともに静岡県ブースを出展する。

1 出展する展示会の概要

会期	平成 31 年 2 月 13 日(水)～15 日(金)10:00～17:00 (最終日 16:00)
主催	一般社団法人 新日本スーパー・マーケット協会
概要	スーパー・マーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会。全国のスーパー・マーケットを中心とした小売業をはじめ、卸・商社、中食、外食、海外などから多数のバイヤーが来場し、出展者の新たな販路やビジネスチャンスにつながる場として、今回で 53 回目の開催となる。 {前回実績} 出展者数：2,197 社・団体、3,457 小間 来場者数：88,121 名 (3 日間合計、1 日平均 29,373 名)
場所	幕張メッセ 9-11 ホール (千葉市美浜区中瀬 2-1) 静岡県ブース「ふじのくに静岡夢街道」 ※株式会社静岡銀行と静岡県との共同出展

2 募集内容

出展の目的	プロジェクト参画企業の商品の販路開拓(バイヤーとのマッチング)支援
出展料	180,000 円(税込)/1 小間 (3 日間の小間代、基本装飾、机、コンセント、電気使用量(1.5kw 以下)等を含む)
募集数	13 社・団体 (原則、1 社・団体につき 1 小間限定)
展示スペース	2.0×1.5m (間口×奥行き) /1 小間 (目安) ※小間位置により若干変更する可能性あり
募集期間	平成 30 年 6 月 1 日(金)～6 月 22 日(金)〆切 (必着)
出展者負担	出展品・試飲試食に要する費用・各小間で使用する 1.5kw を超える電気使用料金や水道工事費・搬送費・備品レンタル料金・商品説明等に用いるチラシやパンフレット・個別の装飾経費・出展者旅費・その他

3 静岡県産業振興財団ブースへの出展条件等

(1) 前提条件

- ア 県内に本社または主要な事業所を有する中小企業者。
- イ 「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト新規機能性食品等開発研究会名簿（情報提供リスト）」に掲載されている又は掲載を申し出ている者。
- ウ 出展対象(食品全般)に該当する自社独自商品を有すること。

(2) 出展条件

- ア 申込が 13 社・団体を超えた場合、下記条件を配慮し、選定します。

a	参画市(静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市)に主たる事業所を有する企業等
b	商品が、フーズ・サイエンスセンターに関連したもの(助成事業、食品等開発研究会、地域結集事業、都市エリア事業等)
c	商品が、県・参画市・財団等に関連したもの(ふじのくに新商品セレクション、静岡おみや、ネオ焼津、藤枝セレクション、島田の逸品、M-Biz、静岡新産集積クラスター研究開発、農商工連携、経営革新等)
d	付加価値の高い商品 例.産学官連携による製品開発、新たな市場に対応するための製品開発、広域連携による製品開拓資源(地場産品等)を活用した商品)

※このほか、新規出展企業の優先、出展内容・地域性などのバランス、販路開拓の可能性、安全性の担保などを総合的に判断しフーズ・サイエンスセンターが出展企業を決定する。

- イ 原則 3 日間連続で出展すること。
- ウ ブースには説明員を常時配置、試食品提供等、積極的に商談すること。
- エ 展示商談会終了後商談結果について報告すること。(直後・6ヶ月後・1年後)
- オ 出展者説明会に出席すること。 平成 30 年 11 月開催予定
- カ 出展料納付の遵守 納期限は平成 30 年 8 月上旬頃(決定通知後 14 日以内)
- キ 申込にあたり、別紙の共同出展規約に同意すること。

(2) 出展にあたっての注意事項

ア 出展者の決定

- 出展の可否については 7 月中旬に申込者に連絡。

イ 出展経費の負担

- 出展料 : 180,000 円(税込)/1 ブース
(3 日間の小間代、基本装飾、机、コンセント、電気使用量(1.5kw 以下)等を含む)
- 出展品・試飲試食に要する費用・各小間で使用する 1.5kw を超える電気使用料金や水道工事費・搬送費・備品レンタル料金・商品説明等に用いるチラシやパンフレット・個別の装飾経費・出展者旅費・その他

ウ 出展内容

- ブース内での試食品の提供は可能ですが、販売は不可。
- ブース内では電気の使用は可能。ただし、無料の使用容量は 1 ブースにつき 1.5kw まで。電気の使用容量の追加が必要な場合は個別対応(有料)。
- ブース内での、裸火の使用、危険物の持ち込みは不可。

エ 書類の提出

- 当財団や主催者等から書類等の提出依頼があった場合、締め切り厳守。

オ その他

- 11 月以降に主催者から配布される「出展細則(団体出展用)」を厳守。

4 共同出展規約への同意

お申込みにあたっては、以下の共同出展規約を必ずお読みください。
出展申込の時点をもって、本規約に同意したものと致します。

スーパー・マーケット・トレードショウ2019 静岡県ブース 共同出展規約

【規約の履行】

- 出展者は、一般社団法人新日本スーパー・マーケット協会(以下主催者)及び公益財団法人静岡県産業振興財団(以下当財団)から提示された「出展規約」を遵守しなくてはなりません。これらに違反していると当財団が判断した場合、当財団は、その時期を問わず、出展申込をお断りし、または出展採択を取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を求めることがあります。その際、主催者及び当財団の判断根拠は公表しません。また、これにより発生するすべての損害に対し、補償を行いません。

【出展不採択】

- 以下に該当する場合は、出展申込書受理の如何を問わず、出展をお断りします。
 - 当財団が、当事業の開催趣旨に適さないと判断した場合。
 - 当財団が、共同出展の目的や全体の運営を鑑み来場者や他の出展者に著しく影響を及ぼすと判断した場合。
 - 出展規約及び出展マニュアルに違反すると判断した場合。

【出展キャンセル】

- 出展採択後の出展辞退や解約は、原則として認められません。

【書類提出の義務】

- 出展申込提出後に、出展者は、主催者から提出を求められた書類を指定期日までに提出しなければなりません。期日に遅れた場合、当財団は出展申込事項の履行をお断りすることがあります。

【アンケート提出の義務】

- 展示会終了後、出展者には、出展に関するアンケートに回答いただきます。
- アンケート実施時期は、①展示会終了直後、②展示会終了6か月後、③展示会終了1年後です。

【当財団に対する協力】

- 当財団は、会期前から会期終了後に、静岡県ブースのPR等を目的とした各種取組(パンフレットの制作・出展企業訪問等)を実施します。出展者には、これらの取組に協力していただきます。

【賠償責任】

- 当財団は、いかなる理由においても、出展者及びその雇用者・関係者が出展スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任は負いません。
- 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。